

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	備考
1	茨城県つくば市 在住 66歳の女性	平20.3.18	肺がん	平21.2.27	平21.3.9	認定	<b>原処分を取り消す</b> 当審査会では手術所見も参考にした詳細な検討の結果、CT画像上、肺の線維化所見及び胸膜プラークの存在を確認した。 なお、石綿小体数が基準値を下回ったからといって、石綿起因性が否定されるわけではない。 よって、石綿を吸入することによってかかった肺がんと認められるべきであろう。	認定申請者は、審査請求人の夫 昭和15年出生 認定申請者が審査請求後の平成21年10月に死亡したので、妻がその地位を承継 詳細は、別添裁決書を参照
2	青森県青森市在住 83歳の女性	平20.5.1	肺がん	平21.3.12	平21.4.23	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会による放射線画像診断の結果、環境大臣の医学的判定と同じく胸膜石灰化は陳旧性結核に由来するものと診断された。 よって、石綿を吸入することによりかかった肺がんではないとする原処分は相当と認められる。	施行前死亡者は、審査請求人の夫 大正13年出生 死亡年月日は、平成15年12月(享年80歳) 昭和16年から同57年まで船員として勤務
3	兵庫県加古川市 在住 55歳の女性	平20.5.21	肺がん	平21.3.27	平21.5.30	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会における放射線画像の検討の結果、胸膜プラーク、肺線維化所見のいずれも認めることはできなかった。請求人側が「胸膜プラークの存在」と指摘する部分も重点的に検証したが、胸膜プラークとしての像を呈しておらず、左肺がんが胸膜に進展したものと判断された。 よって、石綿を吸入することによりかかった肺がんではない。	施行前死亡者は、審査請求人の夫 昭和26年出生 死亡年月日は平成8年11月(享年45歳) 主に港湾や造船所内での作業に従事

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	備考
4	大阪府枚方市在住 60歳の男性	平20. 7. 22	中皮腫	平21. 4. 28	平21. 6. 8	認定	<p><b>棄却</b> 当審査会における検討の結果、病理組織診断では、悪性所見を積極的に示唆する所見は得られず、免疫染色の結果も総合して、中皮腫とはいえないと判定した。また、放射線画像診断でも、中皮腫を疑わせる所見は得られず、肺がんの存在も否定的であった。 よって、原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。</p>	<p>審査請求人は、昭和26年四日市市で出生 昭和50年から平成20年まで中学校技術科の教諭として働いた</p>
5	兵庫県加古川市在住 67歳の男性	平21. 1. 16	中皮腫	平21. 11. 26	平22. 1. 16	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<p><b>棄却</b> 当審査会による放射線画像診断の結果、石灰化した胸膜肥厚については、その形状から「結核による胸膜石灰化」と診断したが、中皮腫に特徴的な腫瘍の存在を認めることができなかったため、中皮腫ではない、と判定した。 よって、中皮腫ではないとした環境大臣による医学的判定の結果は相当と認められる。</p>	<p>未申請死亡者は、審査請求人の父 大正3年出生 死亡年月日は、平成20年12月（享年95歳） 30年間以上にわたり、建設・建築・解体作業に従事</p>

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	備考
6	新潟県上越市在住 67歳の男性	平21.6.18	中皮腫	平22.5.26	平22.6.16	救済給付調整金の支給	<p><b>棄却</b></p> <p>審査請求人は、法第5条第1項の決定を受けているが、その決定のみでは、救済給付調整金は受給できない。救済給付調整金の受給要件は、遺族であるほかに、生計同一性を必要とすることから、それを判断できる資料が提示されない以上、請求人に受給権があるとは認められない。</p>	<p>認定申請者は、審査請求人の兄</p> <p>昭和16年出生</p> <p>認定申請後の平成21年12月に死亡したため平成22年1月審査請求人が決定申請</p> <p>平成22年1月27日 中皮腫にかかったと認定 平成22年4月15日 葬祭料の支給を決定 平成22年5月26日 救済給付調整金の不支給を決定</p>